沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
1	p4 p87 p123	指定公共機関・指定地方公共機関の国民保護措置に実務上組み込まれる、当該機関の役職員ではない者の法的地位、安全確保及び補償について、平素から整理し、関係機関に周知する旨を計画に明記されたい。	沖縄県国民保護計画変更（素案）（以下「県計画」という）の第１編第２章⑻（４頁）、第３編第４章第２の５⑻（78頁）等に定めているとおり、県としては、指定（地方）公共機関へ運送を求める場合等は、安全が確保されていることが前提であると考えており、関係機関及びその職員に危険が及ぶことのないよう、必要な情報を十分に提供するなど業務に従事する職員の安全の確保には十分に配慮してまいります。 また、「指定（地方）公共機関の国民保護措置に実務上組み込まれる当該機関の役職員ではない者」の法的地位や補償等に関して、国民保護法に具体的に想定した規定がなく、県計画に定める事項でないと考えますが、国民保護措置の実施に当たっての課題であると認識しております。 いただきました御意見を国等の関係機関と共有し、引き続き、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
2	p71 p79 p109 p117	国による避難措置の指示等より前に、武力攻撃の危険を考慮して県外へ自主的に避難した住民について、事前・事後の登録、公的避難への合流、避難先での支援及び一定の費用負担・補償を検討する仕組みを計画に位置付けられたい。	国民保護法では、国は避難措置の指示をしたときは、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、救援の指示をするものとなっております。 避難の要否が明らかでない時点で自主的に避難された住民については、実際に救援を受ける対象となるか否か、またどのような救援を行うかは、個別具体の状況に応じて避難先地域を管轄する都道府県知事が判断することになるため、支援の要否も含めて様々な状況が想定され、一律に検討することは困難であり、あらかじめ県計画に定める事項でないと考えます。 いただきました御意見を国等の関係機関と共有してまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
3	その他	先島諸島からの住民避難に防衛省PFI船舶を使用することを想定する場合、当該船舶が自衛隊の部隊・装備品等の輸送にも使用されることを踏まえ、軍事輸送任務と住民避難輸送任務をどのように分離し、どの時点・条件をもって任務を転換するのかについて、国及び関係機関とあらかじめ整理する必要があるのではないか。 特に、先島方面へ自衛隊の部隊・装備品等を輸送したPFI船舶が、その復路において避難住民を輸送する運用を想定しているのであれば、輸送効率のみならず、国際人道法上の軍事目標性、民間人保護及び住民に対する危険の最小化という観点から、その運用の妥当性を検証されたい。 その上で、軍事輸送と住民避難輸送を連続して実施する場合の任務転換基準、運用主体・指揮関係、軍事要員・装備品の残置の有無、護衛その他の運用態様、船舶の識別に関する措置等について、国と協議の上、可能な限り事前に整理することを求める。あわせて、AISの運用、任務転換の公表、標識その他の識別措置、護衛態様等についても、それぞれの安全上・軍事上の利害を踏まえ、住民避難輸送への転換を外形的・運用上どのように明確化するか検討されたい。 なお、本意見は、防衛省PFI船舶を住民避難に使用しないことを求めるものではない。大量輸送能力を有するPFI船舶を避難輸送に活用するのであれば、その輸送能力だけでなく、軍事輸送にも使用される船舶であることから生じる危険を含めて計画する必要があるのではないか、という趣旨である。	現在、県が取り組んでいる沖縄県国民保護訓練では、一定の想定の下、訓練資料として検討・整理しているものですが、近海区域である沖宮海峡（沖縄本島と宮古島の間）を船舶で避難する際の候補船の一つとして、防衛省PFI船を位置付けています。 御意見をいただきました防衛省PFI船の具体的な運用については、国の権限事項であり、県計画に定める事項でないと考えます。 いただきました御意見を国等の関係機関と共有してまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
4	p15 p39 p47 p117 p118	離島避難に必要な輸送力を具体的に明示すること 【意見内容：追加意見】 離島からの避難について、県が平時から把握している航空機・船舶の輸送能力と、想定される避難対象者数との関係を具体的に示してください。 特に宮古・八重山地域からの島外・県外避難について、①避難対象者数、②確保を想定する航空機・船舶の数及び輸送可能人数、③必要となる便数、④避難完了までに要する日数、⑤悪天候、機材故障、港湾・空港の使用制限、運航停止等によって輸送能力が低下した場合の代替輸送手段、⑥避難輸送に必要となる航空燃料、船舶燃料、ガソリン、軽油等の必要量及び各離島における備蓄・供給体制、⑦沖縄本島等から離島への燃料供給が停止または制限された場合の代替供給手段について、計画に記載することを求めます。 また、民間運送事業者の船舶だけでは輸送力が不足し、漁船その他の船舶を避難輸送に活用することを想定しているのであれば、その対象となる船舶、輸送可能人数、安全基準及び運航主体についても明示してください。	県が平時から把握している航空機・船舶の運航状況については、資料編の中で整理します。 また、現在、県が取り組んでいる沖縄県国民保護訓練では、一定の想定の下、訓練資料として検討・整理しているものですが、輸送力の確保見通しをお示ししているところです。 御意見をいただきました避難対象者数や宮古・八重山地域からの島外・県外避難に関する各項目については、それぞれ個別具体の状況によることから、県計画にその詳細を一律に定めるのではなく、訓練等を通して、検討・整理してまいります。 離島避難に必要な輸送力の確保については、引き続き検討を要する課題であると認識しており、いただきました御意見を国等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
5	p74 p75	空港・港湾を自衛隊・米軍と住民避難が同時に利用する場合の住民避難の確保と判断基準 【意見内容：追加意見】 港湾施設・飛行場施設について、自衛隊・米軍による利用と住民避難のための利用が競合した場合、住民の生命・身体を保護するための避難に必要な施設利用及び輸送能力をどのように確保するのか、その判断基準を計画に明記してください。 特に、離島住民の島外・県外避難が実施されている最中に、自衛隊または米軍による同一の空港・港湾の利用が必要となった場合について、①自衛隊・米軍による利用と住民避難の必要性・緊急性をどのような基準で比較・調整するのか、②住民避難に必要な航空機・船舶の運航枠、滑走路、駐機場、岸壁等をどのように確保するのか、③軍事上の必要性から空港・港湾の利用が制限された場合にも住民避難に必要な最低限の輸送能力をどのように確保するのか、④利用指針の策定・調整に際して、県が国の対策本部長に対し住民避難の必要性・緊急性をどのような基準及び方針に基づいて主張するのかを明記することを求めます。 また、自衛隊・米軍による空港・港湾の利用によって当初想定していた住民避難の輸送能力を確保できなくなる場合には、代替となる空港・港湾、航空機・船舶その他の輸送手段をどのように確保するのかについても計画に明記してください。	武力攻撃事態等における住民避難の際には、武力攻撃を排除するための行動及び国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図るため、空港・港湾等の利用の調整を行う必要がある場合には、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に基づき、国において、その時々の状況を総合的に勘案し、必要な空港・港湾等の利用調整が行われるものと想定しております。 したがって、これに関する判断基準等は、あらかじめ県計画に定める事項でないと考えます。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
6	p74 p75 p117	「特定利用空港・港湾」と国民保護計画との関係を明示すること 【意見内容：追加意見】 国が進めている「特定利用空港・港湾」の取組と、沖縄県国民保護計画に基づく住民避難との関係を計画に明記してください。 現在、沖縄県内では那覇空港、平良港及び石垣港が「特定利用空港・港湾」とされています。 「特定利用空港・港湾」の取組は平素における自衛隊・海上保安庁の円滑な利用を対象とし、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、特定公共施設利用法等に基づき行われるものとされています。 その上で、特定利用空港・港湾として行われる滑走路、エプロン、岸壁、航路等の整備及び平素から構築される関係機関との利用調整体制が、武力攻撃予測事態等における住民避難にどのように活用され、沖縄県国民保護計画及び離島住民の避難計画にどのように反映されるのかを明らかにしてください。 特に、平良港及び石垣港は離島住民の島外・県外避難に関係する重要な港湾であることから、①特定利用港湾として実施される施設整備によって住民避難の輸送能力がどのように変化するのか、②平素から構築される自衛隊・海上保安庁等との利用調整体制が武力攻撃予測事態等における住民避難にどのように接続されるのか、③有事に特定公共施設利用法等に基づく利用調整が行われる際、住民避難のための港湾・空港利用をどのように確保するのかについて、計画に明記することを求めます。	これまでのところ、特定利用空港・港湾としてどのような整備がなされるのか、また、今後どのような利用調整体制が構築されていくのか明らかでないため、「特定利用空港・港湾」と国民保護計画との関係について、現時点で県計画に定める事項でないと考えます。 いただきました御意見を踏まえ、特定利用空港・港湾と都道府県国民保護計画の関係について情報収集してまいりたい。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
7	p73 p79 P80 p118	「避難完了」をどのように確認するのか 【意見内容：追加意見】 離島からの島外・県外避難について、「避難が完了した」と判断する具体的な基準及び確認方法を計画に明記してください。 住民基本台帳に登録されている住民だけでなく、観光客、出張者、外国人、入院患者、社会福祉施設等の入所者、島外からの通勤・通学者その他の一時滞在者を含め、避難対象となる者をどのように把握するのかを明らかにしてください。 また、①避難対象者の総数を誰が確定するのか、②航空機・船舶等への搭乗・乗船実績と避難対象者名簿をどのように照合するのか、③未避難者、所在不明者、避難誘導から離脱した者及び避難を拒否する者をどのように把握するのか、④病院、福祉施設、宿泊施設等に残留者がいないことを誰が確認するのか、⑤これらの確認を踏まえて誰が離島からの避難完了を判断するのかについて明記することを求めます。	現在、県が取り組んでいる沖縄県国民保護訓練では、一定の想定の下、訓練資料として検討・整理しているものですが、一部の市町村（与那国町）における避難完了に係る確認方法等の案をお示ししているところです。 御意見をいただきました「避難の完了」については、市町村の状況など個別具体の状況によるため、県計画にその詳細を一律に定めるのではなく、一義的には、避難住民の誘導の第一次的責任を担う市町村（長）において、訓練や避難実施要領のパターンの作成等を通して、検討・整理するものと考えます。 「避難完了」については、引き続き検討を要する課題であると認識しており、いただきました御意見を国、市町村等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
8	p118	観光客の避難を具体化すること 【意見内容：追加意見】 観光客等について、「実態の把握」にとどまらず、具体的な避難方法及び輸送計画への反映方法を計画に明記してください。 少なくとも、①観光客等の人数を把握する主体及び方法、②ホテル・旅館等の宿泊施設だけでなく、民泊、知人宅等への滞在者、日帰り旅行者その他宿泊施設を通じて把握することが困難な観光客等の把握方法、③観光客等を含めた実際の滞在人口を基礎として航空機・船舶等の必要輸送力を算定する方法、④宿泊地等から空港・港湾までの避難案内・誘導及び輸送方法、⑤住民と観光客等の輸送が競合する場合の優先順位または判断基準、⑥航空券・乗船券を保有していない観光客等を含めた輸送方法、⑦県外避難後の一時的な受入れ、宿泊及び居住地への帰還支援について明記することを求めます。 また、外国人観光客については、多言語による情報提供、避難誘導及び県外避難後の対応についても具体的に示してください。	現在、県が取り組んでいる沖縄県国民保護訓練では、一定の想定の下、訓練資料として検討・整理しているものですが、観光客などの入域者約1万人を含めた輸送力の確保見通し等をお示ししているところです。 御意見をいただきました観光客の避難の具体化については、市町村の状況など個別具体の状況によるため、県計画にその詳細を一律に定めるのではなく、県の関係部局や市町村と連携の上、訓練や避難実施要領のパターンの作成等を通して、検討・整理してまいります。 観光客の避難の具体化については、引き続き検討を要する課題であると認識しており、いただきました御意見を国、市町村等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
9	p4 p30 p31 p117	外国人の避難・救援について明記すること 【意見内容：追加意見】 外国人について、警報等の情報伝達に加え、島内避難、島外・県外への輸送、救援及び避難先での生活支援まで含めた具体的な対応を計画に明記してください。 具体的には、①日本に居住または滞在している外国人が国民保護措置に基づく避難・救援の対象となること、②日本語を十分に理解できない外国人に対する多言語による警報・避難情報の提供方法、③避難施設、空港・港湾までの誘導及び輸送における言語支援、④避難先における宿泊、食事、医療、福祉その他の救援における外国人への対応、⑤外国人観光客等について、必要に応じて在日外国公館等との連携や帰国・出国に向けた支援をどのように行うのかについて、具体的に記載することを求めます。	基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶべきものであり、国民保護法においては、日本に居住し、又は滞在する外国人の生命、身体及び財産についても、武力攻撃災害から保護すべき対象として運用することが想定されており、県計画に定めるまでもなく、避難・救援の対象になるものと考えます。 県として、外国人の避難・救援については、今後の検討課題と認識しており、今後の検討結果を踏まえて県計画に定めることを検討してまいります。 いただきました御意見を国、市町村等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
10	p4 p31 p117	武力攻撃を行う国と同じ国籍を有する外国人の避難・救援上の取扱いを明確にすること 【意見内容：追加意見】 武力攻撃事態等において、日本に対して武力攻撃を行う国と同じ国籍を有する在住外国人及び外国人観光客等についても、他の外国人と同様に国民保護措置に基づく避難・救援の対象となるのかを計画に明記してください。 特に、国籍のみを理由として、避難の順位、航空機・船舶による輸送、避難施設への受入れ、食料・医療その他の救援等について異なる取扱いが行われることがあるのかを明らかにしてください。 外国人の中で異なる取扱い、行動の制限その他の措置が行われる可能性がある場合には、①対象となる措置、②その法的根拠、③判断基準、④判断主体、⑤当該措置と国民保護措置との関係について明記することを求めます。 また、こうした外国人について、国籍のみを理由として国民保護措置の対象から除外され、又は避難・輸送・救援等について異なる取扱いが行われる場合があるのであれば、その内容、法的根拠、判断基準及び判断主体を明記してください。	基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶべきものであり、国民保護法においては、日本に居住し、又は滞在する外国人の生命、身体及び財産についても、武力攻撃災害から保護すべき対象として運用することが想定されており、県計画に定めるまでもなく、国籍を問わず避難・救援の対象となるものと考えます。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
11	p39 p75 p117	８．外国籍船・外国籍航空機を避難輸送に使用する場合の対応を明示すること 【該当箇所】 39頁「3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等」 75頁「(2) 航空または海上による避難のための運送手段の確保等」 117～118頁「第13章 離島における武力攻撃事態等への対処 1 避難」 【意見内容：追加意見】 離島からの島外・県外避難に必要な輸送力を日本籍船及び国内航空運送事業者等だけで確保できない場合、外国籍船、外国籍航空機または外国航空会社が運航する航空機等を避難輸送に使用することを想定しているのかを明らかにしてください。 使用する可能性がある場合には、少なくとも、①外国籍船・外国籍航空機等を含めた輸送手段を確保する主体、②現在想定または把握している船舶・航空機の船籍・国籍、運航事業者及び輸送能力、③外国籍船による国内港間の旅客輸送について船舶法第3条に基づく国土交通大臣の特許等をどのように確保するのか、④外国の国籍を有する航空機を国内の避難輸送に使用する場合に航空法に基づき必要となる許可等をどのように確保するのか、⑤必要に応じて外国政府、船籍国、航空機の登録国、外国の運航事業者等との調整を誰が行うのか、⑥武力攻撃予測事態等における乗員の安全確保、運航継続及び保険等の問題をどのように整理しているのかについて、計画に明記することを求めます。 また、現段階で離島住民の避難に使用することを想定または検討している船舶・航空機がある場合には、それらの船籍・航空機国籍、運航事業者、定員及び運航可能な区間を示し、日本籍船・国内航空運送事業者等だけで必要輸送力を確保できるのか、外国籍船・外国籍航空機等による補完が必要となる可能性があるのかを明らかにしてください。	現在、県が取り組んでいる沖縄県国民保護訓練では、一定の想定の下、訓練資料として検討・整理しているものですが、近海区域である沖宮海峡（沖縄本島と宮古島の間）を船舶で避難する際の候補船の一つとして、外国籍船を位置付けております。 御意見をいただきました外国籍船・外国籍航空機を避難輸送に使用する場合の対応については、それぞれ個別具体の状況によることから、県計画にその詳細を一律に定めるのではなく、訓練等を通して検討・整理してまいります。 外国籍船・外国籍航空機を避難輸送に使用する場合の対応については、引き続き検討を要する課題であると認識しており、いただきました御意見を国等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
12	p75	ペットを伴う離島避難の方法を具体的に明示すること 【意見内容：修正・追加意見】 家庭動物の「保護収容」に加え、飼い主とペットの同行避難及び避難先における飼養・受入れについて、具体的な対応を計画に明記してください。 特に、航空機・船舶による島外・県外避難を行う場合について、①ペットを飼い主とともに島外へ避難させることができるのか、②航空機・船舶へのペットの搭載可能数をどのように算定するのか、③輸送可能な動物の種類、大きさ、頭数及びケージ等の条件、④航空会社・船舶運航事業者との受入れ調整を誰が行うのか、⑤通常の旅客輸送におけるペット受入れ条件では避難需要に対応できない場合にどのような措置を講ずるのか、⑥飼い主とペットを同一の航空機・船舶で輸送できない場合の管理主体及び再会方法、⑦避難先におけるペットの飼養場所、一時預かり施設並びに餌、水、医薬品等の確保、⑧飼い主とペットが同じ避難施設で生活する同伴避難を認めるのか、認めない場合にはどのような飼養環境を確保するのかについて明記することを求めます。 また、犬・猫以外の小動物、鳥類等についても、どの範囲を「家庭動物」として避難・保護の対象とするのかを明確にしてください。	現在、県が取り組んでいる沖縄県国民保護訓練では、一定の想定の下、訓練資料として検討・整理しているものですが、ペットの取扱いの案をお示ししているところです。 御意見をいただきましたペットを伴う離島避難の具体的な方法については、市町村の状況など個別具体の状況によるため、県計画にその詳細を一律に定めるのではなく、県の関係部局や市町村と連携の上、訓練や避難実施要領のパターンの作成等を通して、検討・整理してまいります。 ペットの取扱いについては、引き続き検討を要する課題であると認識しており、いただきました御意見を国、市町村等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
13	p76	離島避難時の家畜の取扱い及び畜産業等の生業の維持・再建について明記すること 【意見内容：追加意見】 離島から住民が島外・県外へ避難し、避難が長期化する場合における牛、豚、山羊、鶏等の家畜の取扱い及び畜産業等の生業の維持・再建について、計画に明記してください。 具体的には、①家畜を島外へ移送することを想定しているのか、②島内に残す場合の給餌・給水、搾乳、畜舎管理、疾病・衛生管理等を誰が担うのか、③飼料、水、医薬品等をどのように確保するのか、④飼養管理を継続できない場合にどのような措置を講ずるのか、⑤家畜が死亡または処分された場合の損失に対してどのような補償・支援制度を適用するのか、⑥避難の長期化によって畜産経営を継続できなくなった場合の所得・事業継続支援、⑦避難解除後の家畜導入、畜舎復旧その他の畜産業再建支援について明記することを求めます。 また、畜産業に限らず、農業・漁業等についても、長期避難によって農作物、農地、漁船、養殖施設その他の生産基盤を維持できなくなる場合の対応及び生業再建について、計画上の位置づけを明確にしてください。	現在、県が取り組んでいる沖縄県国民保護訓練では、一定の想定の下、訓練資料として検討・整理しているものですが、家畜の取扱いの案をお示ししているところです。 いただきました御意見の中の①から④までの家畜の取扱いについては、市町村の状況など個別具体の状況によることから、県計画にその詳細を一律に定めるのではなく、県の関係部局や市町村と連携の上、訓練や避難実施要領のパターンの作成等を通して、検討・整理してまいります。 家畜の取扱いについては、引き続き検討を要する課題であると認識しており、いただきました御意見を国、市町村等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。 なお、いただきました御意見の中の⑤から⑦まで、及び農業・漁業等の生業の維持・再建については、国によれば、武力攻撃事態等の終了後の復興施策の在り方の一環として国において検討すべきものとのことであり、県計画に定める事項でないと考えます。 しかしながら、県として、県民が不利益を被るようなことがあれば、必要な対応を国に求めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
14	p25 p64 p65 p82 ～85 p108 ～ 110 p117 ～ 118	県外避難後の生活支援及び避難元・受入自治体の役割分担を具体的に示すこと 【意見内容：追加意見】 離島住民が県外へ長期間避難する場合について、避難先における住居、食事、医療・介護、福祉、教育、就労・所得、行政サービス、コミュニティの維持等について、国、沖縄県、避難元市町村、避難先都道府県及び避難先市町村の具体的な役割分担を計画に明記してください。 特に、一つの市町村の住民が一つの避難先自治体にまとまって避難するとは限らず、複数の都道府県・市町村に分散して避難することも想定されます。その場合について、①各避難先における住民の所在を誰が一元的に把握するのか、②沖縄県・避難元市町村・避難先都道府県・避難先市町村間の連絡調整体制、③住居、食料、医療、介護、福祉、教育等をどの自治体が提供するのか、④住民票、戸籍、各種証明、国民健康保険、介護保険、福祉給付、税、学校関係その他の行政サービスをどの自治体が担当するのか、⑤避難先自治体に生じる人的・財政的負担を誰が負担するのかについて具体的に示してください。 また、住民が複数県に分散する場合にも、避難元の地域コミュニティを可能な限り維持するため、自治会、学校、福祉サービス等をどのように継続するのかについても明記することを求めます。	御承知のとおり、国民保護法第74条の規定により、原則として、国から救援の指示を受けた避難先地域を管轄する都道府県において、必要に応じて、国民保護法令に掲げる救援に関する措置が講じられます。 現在、国、九州・山口各県等において、沖縄県も連携の上、一定の想定の下、受入れ基本要領の作成に向けた検討が進められておりますが、いただきました御意見の中の救援等の実施に関する詳細については、それぞれ個別具体の状況によることから、県計画にその詳細を一律に定めるのではなく、訓練等を通して検討・整理してまいります。 いただきました御意見を国等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
15	p13 ～14 p25 ～26 p64 ～65 p117 ～ 118	県外避難時における避難元自治体の行政機能及び議会機能の継続について明記すること 【意見内容：追加意見】 市町村の住民の大部分または全部が県外へ長期間避難する場合に、避難元市町村の行政機能及び議会機能をどこで、どのように継続するのかを計画に明記してください。 具体的には、次の事項を明らかにすることを求めます。 ①避難元市町村の市役所・町村役場及び国民保護対策本部等の機能を、県外のどこに設置するのか。また、住民が複数都道府県に分散した場合に、本部及び各避難先の連絡拠点をどのように設置するのか。 ②市町村長、副市町村長、市町村職員等は住民とともに県外へ避難するのか、どの職員をどの避難先に配置するのか、沖縄県及び受入自治体との連絡調整を誰が担当するのか。 ③複数県に分散した住民について、住民情報、安否情報、福祉・医療・教育等の情報を避難元市町村がどのように一元的に把握するのか。また、通常の通信手段が使用できない場合の代替通信手段をどのように確保するのか。 ④住民票、戸籍、税、保険、福祉給付、各種証明書、学校事務、事業者支援等の通常の行政事務を県外避難中もどのように継続するのか。また、避難元市町村が事務を実施できない場合、沖縄県または他の地方公共団体がどの範囲の事務を代行・受託するのか。 ⑤市町村議会について、長期県外避難中に議会の審議、議決、行政監視等の機能をどのように維持するのか。議員が複数の避難先に分散した場合の連絡、議会運営及び住民との連絡をどのように確保するのか。 ⑥避難元市町村の職員の給与、諸手当、旅費、県外での宿泊・住居費、時間外勤務等の支給を継続するための財務・会計機能及び財源をどのように確保するのか。また、市町村議員の議員報酬及び活動に必要な費用の支給事務をどのように継続するのか。 ⑦他の地方公共団体から派遣職員を受ける場合の人員配置、指揮命令関係及び経費負担、ならびに臨時庁舎、通信設備、情報システム等の行政機能維持に要する追加経費を、国、沖縄県、避難元市町村及び受入自治体の間でどのように負担するのか。	県として、県外避難時における避難元自治体の行政機能及び議会機能の継続については、今後の検討課題と認識しており、今後の検討結果を踏まえて県計画に定めることを検討してまいります。 いただきました御意見を国、市町村等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
16	p109 p120 ～ 123	避難後の「帰還」を計画に位置づけること 【意見内容：追加意見】 島外・県外へ避難した住民の「帰還」を、避難、救援及び復旧に続く国民保護措置上の重要な段階として計画に明確に位置づけてください。 具体的には、①帰還可能性を判断する主体及び手続、②帰還可能と判断するための安全基準、③帰還開始の時期及び帰還する住民の順序を決定する基準、④帰還のために必要となる航空機・船舶その他の輸送手段及び空港・港湾の確保、⑤住宅、道路、水道、電気、通信、医療、福祉、教育等について、どの程度まで復旧すれば住民の帰還を開始できるのかという基準、⑥NBC汚染、不発弾その他の危険が残存している場合の安全確認及び情報提供、⑦帰還後の住宅、生業、医療・福祉、教育その他の生活再建支援について明記してください。 また、武力攻撃事態等が終結または状況が改善した後も、自衛隊・米軍等による施設・土地・空港・港湾等の利用、立入制限その他の事情によって住民が従前の居住地へ帰還できない場合について、誰がその判断を行い、住民にどのような根拠・期間・見通しを説明するのかを明らかにしてください。 帰還については、行政が一方的に帰還時期を決定するだけでなく、住民が安全に関する十分な情報を得た上で帰還するか否かを判断できるようにするとともに、帰還を希望する住民の意向を帰還計画の策定・実施に反映する仕組みについても明記することを求めます。 さらに、長期避難等により帰還を希望しない、または帰還することができない住民については、避難先での定住その他の選択を行ったことによって不利益を受けないよう、生活再建の選択肢についても明記してください。	御承知のとおり、国民保護法第69条に避難住民の復帰のための措置に関する規定がありますが、県として、復帰（帰還）についてこれまで検討に至っておらず、今後の検討結果を踏まえて県計画に定めることを検討してまいります。 いただきました御意見を国等の関係機関と共有し、国の考えなどについても確認し、県として必要な対応を求めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
17	p22 ～23 p109 ～ 110 p122 p123 ～ 124	避難に伴う財産・生業の損失、財産回復及び補償・救済の範囲を明確にすること 【意見内容：追加意見】 住民が避難指示に従って長期間居住地を離れることによって生じる住宅、土地、農地、農作物、家畜、漁船、店舗・事業所その他の財産及び生業上の損失について、現在の法制度によって補償・救済されるものと、現時点では補償制度が定められていないものを区別して、計画上明示してください。 具体的には、少なくとも次の事項を明らかにすることを求めます。 ①国民保護法に基づく土地・建物の使用、物資の収用等によって生じた損失、武力攻撃そのものによって生じた財産被害、避難の長期化によって生じた農作物・家畜・事業収入等の損失について、それぞれどの制度が適用されるのか。 ②国民保護法第171条が、武力攻撃災害の復旧に係る財政上の措置について「別に法律で定める」としていることを踏まえ、現在制度化されていない損失について、県が国のどの機関と、どのような手続及び体制で調整し、住民の財産・生活・生業の再建に必要な制度及び財政措置を求めるのか。 ③避難住民が帰還した際、自らが所有または使用していた住宅、宅地、農地、店舗その他の土地・建物が第三者によって占有・使用されていた場合に、所有権・利用権等をどのように確認し、財産の返還・回復をどのように支援するのか。 ④帰還時の土地・建物等が、私人によって占有されている場合、国・地方公共団体、自衛隊その他の公的機関によって使用されている場合、米軍その他外国軍によって使用されている場合について、それぞれ、返還、明渡し、原状回復、損失補償その他の救済をどの法制度・行政機関が担当するのか。 ⑤財産の返還または原状回復が直ちにできない場合に、仮住居、代替地、事業再建支援、補償その他どのような暫定的・恒久的救済を講じるのか。 ⑥長期避難中に、登記簿、地籍図、固定資産関係資料、農地台帳その他財産権を証明するために必要な公的記録が毀損・喪失しないよう、国・県・市町村がどのように保全・バックアップするのか。また、住民が帰還後に自己の権利を証明するための資料を取得できる体制をどのように確保するのか。 ⑦日本に居住する外国人または外国人所有者について、土地・住宅その他の財産の回復、損失補償、生活・生業再建支援等について、日本国籍を有する者と同様の取扱いがなされるのか。異なる取扱いが生じる場合には、その法的根拠、対象となる措置及び判断主体を明記してください。	国民保護法では、法第159条において損失補償等、法第171条において武力攻撃災害の復旧に係る財政上の措置の規定がありますが、いわゆる戦災補償については、国によれば、武力攻撃事態等の終了後の復興施策の在り方の一環として国において検討すべきものとのことであり、県計画に定める事項でないと考えます。 しかしながら、県として、県民が不利益を被るようなことがあれば、必要な対応を国に求めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
18	p24 p27	災害医療・人道支援等を担う民間団体との平時からの連携について 【該当箇所】 第2編「平素からの備えや予防」第1章「組織・体制の整備等」第2「関係機関との連携体制等の整備」 ・1「基本的考え方」（本文24ページ） ・5「指定公共機関等との連携」(3)「関係機関との協定の締結等」（本文27ページ） ・6「自主防災組織等に対する支援等」(2)「自主防災組織以外のボランティア団体等の活動環境の整備」（本文27ページ） 【意見】 国民保護措置を実効的に実施するため、指定公共機関、民間企業、ボランティア団体等に加え、災害医療、人道支援、福祉、ロジスティクス、通信等の専門的な能力を有するNPO・NGOその他の民間支援組織を、平時からの連携主体として計画に位置付けることを提案します。 事態発生後に初めて関係を構築するのではなく、平時から各組織の能力、連絡窓口、活動可能な範囲等を把握し、必要に応じて協定等を締結するとともに、共同訓練や計画・マニュアルの検討に参画できる仕組みが必要です。 沖縄県は多数の離島を抱えていることから、公的機関による対応を補完する民間の専門的能力をあらかじめ把握し、必要時に円滑に連携できる体制を構築することが重要です。自然災害時の官民連携の枠組みも活用しながら、専門的な民間支援組織を含む支援受入れ・調整体制を平時から構築することを、計画上明記していただきたいと考えます。	いただきました御意見を踏まえ、「NPO・NGOその他の民間支援組織」を平時からの連携主体として、県計画に定めます。 具体的には、第２編第１章第２（24頁）の冒頭文章中の「その他の関係機関」の前に「、NPO・NGO等の民間支援組織」を追記し、第２編第１章第２の6(3)（27頁）として、「(3) NPO・NGO等の民間支援組織との連携」と見出しを定め、本文に「県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じてNPO・NGOその他の民間支援組織との連携体制の整備に努めるものとする。」と定めます。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
19	p117 ～ 119 p119	要配慮者及び継続医療を必要とする住民の離島避難について 【該当箇所】 第3編「武力攻撃事態等への対処」第13章「離島における武力攻撃事態等への対処」 ・1「避難」（本文117～119ページ） ・2「救援」、特に(1)「医療体制」（本文119ページ） 【意見】 離島からの住民避難では、輸送手段を確保するだけでなく、継続的な医療・福祉を必要とする住民が安全に避難を完了し、避難先でも必要なサービスを継続して受けられる体制が必要です。対象としては、透析患者、在宅酸素療法・人工呼吸器等の使用者、妊産婦、医療的ケア児、支援を必要とする高齢者・障害者、入院患者、高齢者施設等の入所者などが想定されます。これらの住民について、平時から必要な支援内容を把握したうえで、以下の各段階を一連の手順として整理しておく必要があります。 ・避難の優先順位及び搬送方法の事前整理と、搬送前の医学的評価 ・必要に応じた医療・福祉職等の同行と、搬送中の医療・介護 ・医薬品、医療機器、電源等の確保 ・診療・ケア情報の引継ぎ ・県内外の受入医療機関・福祉施設との調整 また、避難が直ちに困難な者や、避難完了までに時間を要する者について、避難完了まで必要な医療・福祉サービスを継続できる体制も併せて整理する必要があります。 令和7年8月の国民保護法施行令改正により、救援の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、令和8年3月31日の国の基本指針変更にも反映されました。これも踏まえ、離島避難を輸送の問題としてのみ扱うのではなく、継続医療・福祉を含む避難として具体的な体制整備を計画に位置付けていただきたいと考えます。	県としても、要配慮者の避難に当たっての体制整備は重要と考えており、県計画第2編第１章第１（23頁）に、平素からの取組として「５　医療提供体制の確保」を、県計画第３編第４章第２の３（75頁）に、避難の指示における地域特性への配慮として「(4)要配慮者の避難」を追記したところです。 いただきました御意見の中の継続医療・福祉を含む避難に関する具体的な体制整備に関する各項目につきましては、市市町村の医療提供体制などそれぞれ個別具体の状況によることから、県の関係部局や市町村と連携の上、訓練や避難実施要領のパターンの作成等を通して、検討・整理してまいりたい。 要配慮者の避難については、引き続き検討を要する課題と認識しており、いただきました御意見を国、市町村等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。

沖縄県国民保護計画の変更（素案）に対するパブリックコメント　実施結果

番号	計画素案の頁	意見の概要	県の考え方
20	p39 ～40 p117 ～ 118	民間の航空機・船舶等を含めた輸送力の重層化について 【該当箇所】 第2編「平素からの備えや予防」第2章「避難及び救援に関する平素からの備え」 ・3「運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等」(1)～(4)（本文39～40ページ） 第3編「武力攻撃事態等への対処」第13章「離島における武力攻撃事態等への対処」 ・1「避難」(1)「国との連携等」、(2)「避難の類型等」（本文117～118ページ） 【意見】 先島諸島をはじめとする離島からの避難では、航空機及び船舶による輸送能力が避難の実効性を左右します。指定公共機関等による運送や、自衛隊・海上保安庁等による輸送支援に加えて、これらを補完し得る民間の航空機、ヘリコプター、船舶その他の輸送資源についても、平時から活用可能性を検討することを提案します。 その際、輸送能力や運航条件に加えて、離着陸・接岸可能場所、燃料補給、通信、医療搬送への対応可否等の運用条件をあらかじめ把握しておく必要があります。また、それぞれの組織の安全管理を前提として、武力攻撃事態等における運用調整及び情報共有の方法についても平時から整理しておくことが重要です。 大規模な離島避難では、一つの輸送手段や一つの機関に依存せず、航空・海上輸送を組み合わせた重層的な輸送体制が求められます。この体制を平時から実動訓練等によって検証していくことを、計画上明確にしていただきたいと考えます。	県としても、離島からの避難に当たっては、指定（地方）公共機関に限らず、あらゆる搬送手段を検討すべきと考えており、県計画第３編第４章第２の３（75頁）に「(2) 航空または海上による避難のための運送手段の確保等」を追記したところです。 また、県計画第２編第１章第５の２(2)において、実動訓練を実施する旨を定めているところであります。 離島避難に必要な輸送力の確保については、引き続き検討を要する課題であると認識しており、いただきました御意見を国等の関係機関と共有し、訓練等を通して、国民保護措置の実効性向上に努めてまいります。